

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、当社グループがグローバルに展開するすべての活動の礎として「ブラザーグループ グローバル憲章」(以下「グローバル憲章」といいます。)を定め、経営資源の最適化と顧客価値の創造により企業価値を長期的に高めること、さらに、株主に対する積極的な企業情報の提供により企業の透明性を高め、株主との間に長期的信頼関係を築くことなどを当社のコーポレートガバナンスに関する基本的な考え方としています。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、コーポレートガバナンス・コードに制定されている原則について、すべて実施しています。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

【原則1-4 いわゆる政策保有株式】

当社は、良好な取引関係の構築が当社の中長期的な企業価値の向上に資すると認められる上場企業の株式(以下「政策保有株式」といいます。)を保有します。また、取締役会は、政策保有株式の保有に関する経済合理性を定期的に検証します。

当社は、政策保有株式の議決権を、原則として行使します。議案について、当社の中長期的な経済的利益を損なわないものである限り、当社は賛成を表明します。

【原則1-7 関連当事者間の取引】

取締役が、当社と競業または利益相反するおそれのある取引を行う場合、社内規程に定めた手順に従い、取締役会の承認を得ます。

【原則3-1 情報開示の充実】

(i) 当社のグローバル憲章は、当社および当社グループの取締役、執行役員および従業員等の日々の意思決定と実行に対する基本方針と行動規範から構成され、ステークホルダーとの関係を定めており、Webサイト(<http://www.brother.co.jp/corporate/principle/index.htm>)に掲載しております。

また、当社の中期戦略は、当社のWebサイト(<http://www.brother.co.jp/corporate/csb/index.htm>)にて開示しております。

(ii) 当社のコーポレートガバナンスに関する基本的な考え方は、当報告書の「1.1 基本的な考え方」の通りです。

基本方針は、「ブラザー・コーポレートガバナンス基本方針」(<http://www.brother.co.jp/investor/governance/index.htm>)の通りです。

(iii) 当社は、取締役および執行役員の報酬について、当該取締役および執行役員の当社の企業価値の最大化に向けた意欲をより高めることのできる、適切、公正かつバランスの取れたものでなければならないと考えております。

取締役の報酬は、全員を対象とする基本報酬に加え、社外取締役を除く取締役を対象とする報酬として、事業年度ごとの業績に対する成果責任を反映した業績連動報酬、および長期的な企業価値向上のインセンティブとしての株式報酬型ストックオプションから構成されます。執行役員の報酬は、基本報酬、業績連動報酬、および株式報酬型ストックオプションから構成されます。

取締役の報酬については、社内規程に基づき算定し、取締役会の任意の諮問機関としての報酬委員会の検討および答申を経て、取締役会にて決定します。執行役員の報酬については、社内規程に基づき算定し、報酬委員会の検討および答申を経て、取締役会または社長が決定します。

報酬委員会が取締役および執行役員の報酬の額について答申をする場合には、適切な比較対象となる他社の報酬等の水準を参照しつつ、報酬の額の適正性を検討します。

当社は、取締役に対して支払われた報酬の総額について、適切な方法により開示します。

(iv) 当社の経営幹部の選任と取締役・監査役候補者の指名を行うに当たっての方針および手続きは以下の通りです。

当社は、取締役について、優れた人格・見識を有し、取締役としての職務を適切に遂行できる者でなければならないと考えております。また、社外取締役について、前述の条件に加え、会社経営の豊富な経験を有する者であり、かつ、下記原則4-9に定める基準(以下「独立性基準」といいます。)に反しない者でなければならないと考えております。取締役候補者は、取締役会の任意の諮問機関としての指名委員会における手続きを経たうえで、取締役会で決定されます。

当社は、執行役員について、優れた人格・見識を有し、担当する事業・業務に精通し執行役員としての職務を適切に遂行できる者でなければならないと考えております。執行役員は、指名委員会における手続きを経たうえで、取締役会で決定されます。

なお、指名委員会は、取締役の選任に関する株主総会の議案および執行役員の選任に関する取締役会の議案の内容について、当該議案の確定前に公正、透明かつ厳格な審査を行い、取締役会に答申します。

当社は、監査役について、優れた人格・見識を有し、監査役としての職務を適切に遂行できる者でなければならないと考えております。また、社外監査役について、前述の条件に加え、独立性基準に反しない者でなければならないと考えております。監査役候補者は、監査役会の同意を得たうえで、取締役会で決定されます。

(v) 当社は、社外取締役候補者および社外監査役候補者とした理由について、株主総会招集通知にて開示します。

なお、2017年6月23日に開催の第125回定時株主総会の招集通知にて、社外取締役候補者に加え、その他の取締役候補者についても候補者と

した理由を開示いたしました。

【原則4 - 1 取締役会の役割・責務(1)】

補充原則4 - 1(1)

当社は、執行役員制を導入し、執行役員による業務執行と取締役会による監督とを分離し、意思決定の迅速化とガバナンスの強化を図ります。取締役会は、法令、定款および社内規程にて定められた重要な業務執行の審議・決定をするとともに、取締役および執行役員の職務執行を監督します。取締役会は、前述の取締役会による業務執行の決定を必要とする項目以外の項目を、代表取締役、業務執行取締役または執行役員に委任します。

【原則4 - 8 独立社外取締役の有効な活用】

取締役11名のうち5名が社外取締役であり、当社が定める独立性基準、ならびに株式会社東京証券取引所等、当社が上場している金融商品取引所が定める独立性基準を満たしています。

【原則4 - 9 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】

当社は、社外取締役について、会社経営の豊富な経験を有する者であり、かつ、当社の独立性基準に反しない者でなければならないと考えております。また、当社の独立性基準は、当報告書の「II. 1【独立役員関係】 その他独立役員に関する事項」に記載の通りです。

【原則4 - 11 取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件】

補充原則4 - 11(1)

取締役会の人数は定款に定める11名以内とし、取締役会における経営上の重要事項の決定と業務執行の監督を行うために適切な人数の社外取締役を置くものとします。また、取締役会は、グローバルに及ぶ当社グループの事業運営に資するため、異なる知見・経験等の背景を備えた人員による多様性に富んだ構成とします。

補充原則4 - 11(2)

当社は、当社の社外役員の兼職状況を、株主総会招集通知および有価証券報告書等を通じ、毎年開示します。

補充原則4 - 11(3)

各取締役および各監査役は、取締役会の有効性・実効性等について、毎年評価を行い、その結果を取締役に提出します。取締役会は、その評価に基づき、取締役会全体の実効性について分析・評価を行い、その結果の概要を適時適切に開示します。

1. 昨年の評価を受け、取締役会でのリスク管理報告内容を拡充するとともに、社外役員が当社事業をより理解するための取り組みとして当社の工場視察を実施しました。

2. 当社は、2017年3月から4月にかけて全取締役および全監査役を対象として、取締役会の有効性・実効性等について、アンケート調査を実施しました。

アンケートの評価結果について、2017年5月開催の取締役会において審議し、当社の取締役会は有効に機能している事を確認しました。

(取締役会の構成)

取締役の規模は適切であり、多様性が確保されている。また、指名・選任のプロセスも、任意の諮問機関である指名委員会を設ける等、適切である。

(取締役会の運営)

取締役会の資料、時間・頻度、審議事項、社外取締役および監査役が自由に発言できる雰囲気、ならびに社外取締役への情報提供は、適切である。特に、社外取締役は、それぞれの経験及び見識に基づき活発に質問・意見を述べている。

(取締役会の意思決定・監督)

経営戦略の方向性の決定やリスク管理について、取締役会において適切に議論・審議されている。

3. 今回の取締役会評価を通じて、中長期の経営課題・戦略に関する議論の充実などに関して建設的な意見が得られました。

取締役会は、これらの意見を踏まえて、取締役会の実効性向上に引き続き取り組んでまいります。

【原則4 - 14 取締役・監査役のトレーニング】

補充原則4 - 14(2)

当社は、取締役および監査役について、その役割を果たすために、当社の事業内容、法令遵守、コーポレートガバナンスその他の事項に関して、能動的に情報を収集し、研鑽を積まなければならないと考えております。

新任社外役員は、当社の経営戦略、事業内容その他の重要な事項につき社長またはその指名する者から説明を受けます。

当社は、補充原則4 - 11(3)に定める評価等を参考にし、当社の取締役および監査役のトレーニングの機会(社外役員に対しては、当社グループの業務内容を理解する機会等を含む)を設けます。

【原則5 - 1 株主との建設的な対話に関する方針】

当社の株主との建設的な対話を促進するための体制整備・取り組みに関する基本方針については、以下の通りです。

1. 基本的な考え方

株主・投資家への情報提供の機会を増やし、最新の情報を分かりやすく伝えることによって、企業の透明性向上に努め、長期的な信頼関係を結ぶよう努める。

2. 株主との対話を統括する責任者

株主や投資家との建設的な対話を担当する執行役員を置き、対話を補助する社内の関係部門と、日常的に連携する。

3. 対話の手段およびフィードバックの仕組み

a. 期末決算ならびに四半期決算の発表後に、アナリスト・機関投資家向けの説明会または電話会議等を開催するほか、当社ウェブサイトにおける情報の提供や株主通信等の各種書類による情報提供を行う。

b. 当社は、対話により把握した株主の意見を、取締役に適宜共有されるよう努める。

4. 株主との対話におけるインサイダー情報の管理

情報管理に関する社内規程に従い、インサイダー情報漏洩を未然に防止する体制を整備する。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	30%以上
-----------	-------

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY (常任代理人 香港上海銀行東京支店)	11,936,000	4.30
日本生命保険相互会社(常任代理人 日本マスタートラスト信託銀行株式会社)	11,798,000	4.25
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	11,347,000	4.09
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	9,979,000	3.60
株式会社三井住友銀行	7,398,000	2.67
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口5)	4,748,000	1.71
住友生命保険相互会社(常任代理人 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社)	4,499,000	1.62
ブラザーグループ従業員持株会	4,422,000	1.59
株式会社三菱東京UFJ銀行	3,796,000	1.37
STATE STREET BANK WEST CLIENT -TREATY 505234(常任代理人 株式会社みずほ銀行決済営業部)	3,520,000	1.27

支配株主(親会社を除く)の有無	
親会社の有無	なし

補足説明

- ・上記「2. 資本構成 (2)大株主の状況」につきましては、2017年3月末での情報を記載しております。
- ・所有株式数は、千株未満を切り捨てて表示しております。
- ・所有株式数の割合は、小数点以下第3位を四捨五入しております。
- ・2017年2月7日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書(変更報告書)において、ドッチ・アンド・コックス(Dodge & Cox)が2017年1月31日現在で11,446,900株(4.12%)を所有している旨が記載されているものの、当社として当事業年度末時点における実質所有株式数の確認ができておりませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部、名古屋 第一部
決算期	3月
業種	電気機器
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	1000億円以上1兆円未満
直前事業年度末における連結子会社数	100社以上300社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情 更新

当社は、上場子会社として株式会社 ニッセイを有しております。
日常の経営判断や業務執行等については同社が独自に行っており、当社は同社の独立性を尊重しております。
なお同社は、社外取締役2名及び社外監査役2名を東京証券取引所が規定する独立役員として届け出ております。

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	11名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	11名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	5名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	5名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k		
西條 温	他の会社の出身者													
服部 重彦	他の会社の出身者													
深谷 統一	他の会社の出身者													
松野 聡一	他の会社の出身者													
竹内 敬介	他の会社の出身者													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
----	------	--------------	-------

西條 温		<p>当社は西條氏が2005年3月まで副社長執行役員を務めていた住友商事株式会社との間に鋼板購入の取引がありますが、2016年度における取引金額の総額は10万円以下です。また、当社は西條氏が2009年6月まで代表取締役会長を務めていたSCSK株式会社よりソフトウェアを購入し、保守業務を委託しておりますが、2016年度における取引金額の総額は800万円以下です。</p>	<p>西條氏は、住友商事株式会社および住商情報システム株式会社(現SCSK株式会社)の経営に携わった経歴からの、グローバル企業グループ、IT企業の経営者としての豊富な経験、実績および見識に基づき、当社社外取締役として経営陣から独立した立場から、当社グループ経営に対する助言、重要事項の決定および当社グループの業務執行の監督をいただくと考えております。</p> <p>また、左記の取引についても、団体の性格、支払金額および性質等から、同氏の独立性に影響を与えるおそれの無いものであるため、一般株主と利益相反が生じるおそれの無い独立役員であると判断しております。</p>
服部 重彦			<p>服部氏は、株式会社島津製作所の社長として、また同社海外販売拠点において、グローバル企業グループの経営に携わった経歴からの、豊富な経験、実績および見識に基づき、当社社外取締役として経営陣から独立した立場から、当社グループ経営に対する助言、重要事項の決定および当社グループの業務執行の監督をいただくと考えております。</p> <p>また、同氏は上記a～kのいずれにも該当していないため、一般株主と利益相反が生じるおそれの無い独立役員であると判断しております。</p>
深谷 紘一		<p>当社は深谷氏が2016年6月まで会長を務めていた任意団体 東海中貿易センターの会員であり、会費および広告掲載料を支払っておりますが、2016年度における当該支払の総額は200万円以下です。また、当社は深谷氏が2010年3月まで会長を務めていた環境パートナーシップ・CLUB (EPOC)の会員であり、会費を支払っておりますが、2016年度における当該支払の総額は100万円以下です。</p>	<p>深谷氏は、株式会社デンソーの社長として、また同社海外製造拠点において、グローバル企業グループの経営に携わった経歴からの、豊富な経験、実績および見識に基づき、当社社外取締役として経営陣から独立した立場から、当社グループ経営に対する助言、重要事項の決定および当社グループの業務執行の監督をいただくと考えております。</p> <p>また、左記の取引についても、団体の性格、支払金額および性質等から、同氏の独立性に影響を与えるおそれの無いものであるため、一般株主と利益相反が生じるおそれの無い独立役員であると判断しております。</p>
松野 聡一		<p>松野氏は2014年6月まで当社株式の大規模買付行為への対応方針に基づく独立諮問委員会の委員を務めており、当社は同氏に対し報酬を支払ってまいりました。</p>	<p>松野氏はエーザイ株式会社の副社長として、また同社海外拠点において、グローバル企業グループの経営に携わった経歴からの、豊富な経験、実績および見識に基づき、当社社外取締役として経営陣から独立した立場から、当社グループ経営に対する助言、重要事項の決定および当社グループの業務執行の監督をいただくと考えております。</p> <p>また、左記の取引についても、委員会の性格および支払金額から、同氏の独立性に影響を与えるおそれの無いものであるため、一般株主と利益相反が生じるおそれの無い独立役員であると判断しております。</p>
竹内 敬介			<p>竹内氏は、日揮株式会社の社長および会長として経営に携わってこられたご経歴からの、グローバル企業グループの経営者としての豊富な経験、実績および見識に基づき、当社社外取締役として経営陣から独立した立場から、当社グループ経営に対する助言、重要事項の決定および当社グループの業務執行の監督をいただくと考えております。</p> <p>また、同氏は上記a～kのいずれにも該当していないため、一般株主と利益相反が生じるおそれの無い独立役員であると判断しております。</p>

指名委員会又は報酬委員会に相当する
任意の委員会の有無

あり

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長(議長)の属性

委員会の名称	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	社外有識者(名)	その他(名)	委員長(議長)
--------	--------	---------	----------	----------	----------	--------	---------

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
海野 隆雄		海野氏が2004年5月まで常務執行役員を務めていた株式会社三井住友銀行は当社の主要な取引銀行の一つであり、同行との間には借入等の取引があります。	海野氏は当社と取引関係の無い長谷川香料株式会社の業務執行取締役であり、金融機関において責任ある職歴を歩んだ後、長谷川香料株式会社においても事務管理部門を掌管する取締役兼副社長執行役員を務めており、その経験、実績、見識から当社社外監査役として経営陣から独立した立場で当社の経営を監査いただけたと考えております。 当社は同氏が常務執行役員を務めていた株式会社三井住友銀行との取引がありますが、同氏は退任から10年以上が経過しており同行の意向に影響される立場になく、一般株主と利益相反が生じるおそれはないと判断しております。 また、同行は当社の主要株主ではなく、当社は同行を含む複数の金融機関と継続的な取引を行っており、当社と同行の関係は当社の意思決定に影響を与えるものではありません。なお、海野氏の就任時点において、同氏を除き同行出身の取締役・監査役はおりません。
有田 知徳			有田氏は法曹としての豊富な経験、実績および見識を有し、当社社外監査役として経営陣から独立した立場で当社の経営を監査いただけたと考えております。 また、同氏は上記a～mのいずれにも該当していないため、一般株主と利益相反が生じるおそれの無い独立役員であると判断しております。
小野木 孝二		当社は小野木氏が代表取締役社長を務める株式会社トーカイにリネンサプライサービスを委託しておりますが、2016年度における取引金額の総額は10万円以下です。	小野木氏は株式会社トーカイの社長として、長年にわたり企業グループの経営に携わってきた経験からの、豊富な経験、実績、および見識に基づき、当社社外監査役として経営陣から独立した立場で当社の経営を監査いただけたと考えております。 また、左記の取引についても、支払金額および性質等から、同氏の独立性に影響を与えるおそれの無いものであるため、一般株主と利益相反が生じるおそれの無い独立役員であると判断しております。

【独立役員関係】

独立役員の数	8名
--------	----

その他独立役員に関する事項

独立役員の資格を充たす社外役員を全て独立役員に指定しております。

なお、当社の社外役員の独立性基準は以下の通りです。

< プラザー工業 社外役員の独立性基準 >

1. 当社は、以下のいずれかに該当する者は当社からの「独立性」を有していないものと判断する。
 - (1) 現在および過去において、当社および当社子会社(以下、「当社等」という)の取締役、執行役または支配人その他の使用人(執行役員を含む)である者
 - (2) 現在および直近の過去5年間において、以下のいずれかに該当する法人その他の団体(以下、「法人等」という)の業務執行者(注1)である場合
 - ・当社の主要株主(注2)である法人等
 - ・当社等が主要株主である法人等
 - ・当社等に、当社の当該事業年度の連結売上高の2%以上の金額を支払っている法人等
 - ・当社等から、年間1000万円または当該法人等の当該事業年度の連結売上高の2%のいずれか大きい金額を支払われている法人等
 - ・当社等から、年間1000万円または当該法人等の当該事業年度における総収入もしくは経常収益の2%のいずれか大きい額を超える寄付または助成を受けている法人・団体等
 - (3) 現在および直近の過去5年間において、当社等から取締役を受け入れている会社の業務執行者である者
 - (4) 現在および直近の過去5年間において、当社等の会計監査人または会計監査人である監査法人に所属する公認会計士
 - (5) 現在および直近の過去5年間において、その事業年度の総売上高の2%以上の金額または1000万円のいずれか高い方の額(役員報酬を除く)を当社等から支払われているコンサルタント、会計専門家または法律専門家(当該報酬を得ている者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体に所属するコンサルタント、会計専門家または法律専門家)
 - (6) 現在および直近の過去5年間において、上記(1)から(5)に掲げる者(重要な者(注3)でない者を除く)の近親者(注4)

2. 社外役員の候補者選定にあたっては、指名委員会および取締役会において「独立性」の有無を確認するものとする。

注1: 業務執行者とは、法人その他の団体の業務執行取締役、執行役その他の法人等の業務を執行する役員、業務を執行する社員、会社法第598条第1項の職務を行うべき者その他これに類する者、使用人、理事(外部理事を除く。)、その他これに類する役職者および使用人等の業務を執行する者をいう。

注2: 議決権保有割合10%以上の株主をいう。

注3: 上記1(1)から(3)の場合は取締役、執行役または部長職以上の使用人(執行役員を含む)をいう。上記1(4)の場合は各監査法人に所属する公認会計士をいう。上記1(5)の場合は取締役、執行役もしくは部長職以上の使用人(執行役員を含む)、各監査法人に所属する公認会計士または各法律事務所に所属する弁護士をいう。

注4: 2親等以内の親族をいう。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する
施策の実施状況

業績連動型報酬制度の導入、ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明

業績連動型報酬は、社外取締役以外の取締役を対象としており、2007年6月22日開催の第115回株主総会より業績に応じて議案として上程しております。

株式報酬型ストックオプションは、2006年6月23日開催の第114回定時株主総会で承認可決されて導入しており、その支給額は年額1億3千万円(各発行決定時における新株予約権の企業会計上の公正な評価額による)以内としております。

ストックオプションの付与対象者

社内取締役、従業員

該当項目に関する補足説明

株式報酬型ストックオプションは、長期的な業績向上及び企業価値向上に対する責任を強化するために導入されました。その効果は、業務執行の成果が業績に直接影響する執行役員を兼務する取締役及び執行役員に適用することで発揮されると考えています。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

有価証券報告書・事業報告では、全取締役の総額以外に、社外取締役の総額の報酬を別記しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針
の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社は、役員の明確な経営責任に基づく客観的かつ透明性のある報酬体系を定め、他企業の報酬水準や従業員の処遇水準も勘案した適正な報酬額の支給を行う方針です。また、取締役の報酬に関する取締役会の機能の独立性・客観性を高めるため、取締役会の任意の諮問委員会として「報酬委員会」を設置しております。

取締役の報酬については、当社所定の取締役報酬規則に基づき算定し、報酬委員会の検討および答申を受け、取締役会にて決定することとしております。

当社の取締役の報酬については、全員を対象としている「基本報酬」に加え、執行役員兼務取締役を対象としている報酬としての、事業年度ごとの業績に対する成果責任を反映した「業績連動報酬」及び、長期的な企業価値向上に向けた取り組みと当社株価のベクトルを一致させるための「株式報酬型ストックオプション」から構成されております。

それぞれの報酬の額は、一定の基準額に、役位ごとに定められた係数を乗じて算定している他、「業績連動報酬」につきましては、前事業年度の業績に対して、当該規則に定めた査定方法により加減して算定しております。

当社の監査役の報酬については、当社所定の監査役報酬規則に基づく「基本報酬」を算定して監査役会で決定しております。

取締役ならびに監査役の「基本報酬」ならびに取締役の「株式報酬型ストックオプション」につきましては年間の報酬枠について、また取締役の「業績連動報酬」につきましてはその支払額について、株主総会での承認を受けております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役のサポート体制: 担当の秘書を置き、常に、必要な資料・情報を提供する体制をとっております。

社外監査役のサポート体制: 担当のスタッフを置き、常に、必要な資料・情報を提供する体制をとっております。

1. 業務執行

当社は、コーポレート・ガバナンスにおいて外部からの客観的・中立的な経営監視の機能は重要と考えており、取締役会は取締役11名(うち社外取締役5名)で構成され、毎月の定例取締役会のほか、必要に応じ開催される臨時取締役会において、経営上の重要事項の決定と業務執行の監督を行っております。

また当社では、社内組織上の執行役員制を設けて、業務執行と監督を分離し、意思決定の迅速化とガバナンスの強化を図っております。執行役員は取締役会にて選任され、統括または担当する事業、各部門、グループ子会社の業務執行の責任を負います。

さらに、役付執行役員を中心に構成される戦略会議を、原則月2回と必要に応じて随時、開催しております。戦略会議は、社長が議長となって、グループ全般の業務範囲に関する戦略立案及び業務執行の審議を行っております。

2. 監査・監督

監査役会は監査役5名(うち社外監査役3名)で構成されております。監査役は、監査役会で定めた監査基準に従って、取締役会等の重要会議に出席し意見陳述を行うほか、内部監査部と意見交換を行い、監査役スタッフ(4名)を用いて業務及び財産の状況を調査するなどして、取締役の職務執行を監査しております。

なお、当社内に内部監査部を設置し、内部監査部(スタッフ8名)は、代表取締役社長の指示により、当社の各部門・グループ子会社のリスク対応状況を検証し、代表取締役社長・監査役に報告しております。

当社は、会計監査人として有限責任監査法人トーマツと監査契約を結び、会計監査人に対して正しい経営情報を提供し公正不偏の立場から監査が実施される環境を整備しております。会計監査人は監査役と定期的に会合を持つ等意見を交換し、連携して監査を行っております。なお、当社の会計監査業務を執行した公認会計士は、鈴木基之、伊藤達治であります。また、当社の会計監査に係る補助者は、公認会計士25名、その他18名であります。

人数については、2017年6月26日現在の状況です。

3. 責任限定契約の内容

当社は、各社外取締役及び各社外監査役との間で、会社法第427条第1項及び定款の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、1,000万円または法令が定める額のいずれか高い額としております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該各社外取締役または各社外監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限られます。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

監査役による監査に加え、経営に対する監督機能の強化を図る仕組みとして、複数の独立した取締役による監督がふさわしいと考えており、現状としても取締役のうち11名中5名を社外取締役が占めております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	2017年6月23日開催の第125回定時株主総会の招集ご通知は、2017年6月1日に発送しました。 また、招集ご通知の発送に先立ち、2017年5月23日に当社Webサイトに招集ご通知の内容を掲載しました。
集中日を回避した株主総会の設定	株主の利便性を考慮に入れて、集中日を回避するため2017年6月23日に設定し、開催しました。
電磁的方法による議決権の行使	Webサイト(パソコン・スマートフォン・携帯電話)による議決権行使を受付けております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	株式会社ICJが運営する機関投資家向け議決権行使プラットフォームを利用しております。
招集通知(要約)の英文での提供	当社海外向けWebサイト、ICJプラットフォームおよび東京証券取引所・名古屋証券取引所の両サイトにおいて提供しております。
その他	招集通知のWebサイトへの記載、株主総会における事業報告のビジュアル化・Webサイトへの記載を実施しております。 定時株主総会終了後に、株主の皆様当社グループの事業・取り組みについて理解をより深めていただくため、当社役員・スタッフとの対話の機会、および製品等に触れる機会を設けています。 なお第125回定時株主総会の招集ご通知をフルカラー化し、取締役候補者の顔写真、製品写真等の掲載、グラフ等の活用などを行いました。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
個人投資家向けに定期的説明会を開催	2016年度は12回の説明会を開催いたしました。	なし
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	期末決算並びに第2四半期決算の発表後に、アナリスト・機関投資家向けの説明会を開催し、代表取締役社長自身による説明をおこなっております。 また、第1四半期決算並びに第3四半期決算の発表後に、アナリスト・機関投資家向けの電話説明会を開催しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	Webサイト(http://www.brother.co.jp/investor/index.htm)にて、代表取締役社長によるトップメッセージ、企業情報、決算情報(決算説明会資料を含む)、財務ハイライト、報告書(株主通信、ブラザーコミュニケーションレポート、有価証券報告書)、株主総会(招集通知、決議通知を含む)、株式・社債情報、IRスケジュールなど、投資家向け情報を適時に掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	IRに関する部署:財務部 問合せ先責任者:執行役員 財務部担当 伊藤 敏宏	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	企業行動憲章「ブラザーグループグローバル憲章」にて、ステークホルダー(お客様、従業員、ビジネスパートナー、株主、地域社会、環境)に対する基本方針を定めております。

環境保全活動、CSR活動等の実施	2006年4月に「CSR経営の推進と定着」を目的とした「CSR推進部」(現CSR&コミュニケーション部)を新設しました。 また、CSR報告書(日本語版・英語版・中国語版)をWebサイトに掲載しております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	ステークホルダーに対しては、株主通信の作成・IRメールの配信をするとともに、「企業情報(7言語対応)」をWebサイトに掲載することにより、適時に情報提供することとしております。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、企業行動憲章「ブラザーグループグローバル憲章」並びにブラザーグループとしての「CSR経営」の考え方に基づき、企業価値の継続的な向上とすべてのステークホルダーから尊敬される企業グループの基盤を構築するため、以下のとおりブラザーグループの業務の適正を確保するための体制に関する基本方針を定めております。この基本方針は、経営環境の変化等に対応し、不断の見直しによって継続的に改善を図り、より適正かつ効率的な体制の整備に努めるものとします。

1. コンプライアンス体制

- (1) 役員・使用人等の法令等の順守について、企業行動憲章・ブラザーグループ社会的責任に関する基本原則を定めております。また、取締役会規則・社内規程等を設け、取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保する体制をとっております。
- (2) 代表取締役社長(または指名する執行役員)を長とするコンプライアンス委員会を設置し、また、コンプライアンス専任者を任命して、グループにおけるコンプライアンス活動(教育啓蒙活動、相談通報窓口運営)を統括しております。
- (3) グループ会社の役員・使用人等に対して、コンプライアンスの集合研修を実施し、コンプライアンス意識のさらなる浸透を図っております。
- (4) コンプライアンス委員会においてコンプライアンス相談通報窓口を運営し、グループ会社の役員・使用人等からの相談通報を受け付けて、その重要度・緊急度等に応じて対応しております。また、ブラザーグループの経営に重要な影響をおよぼすコンプライアンス上のリスクが発生した若しくは発生が予見された場合には、コンプライアンス委員会において対応方針を協議・決定し、速やかに対応を実施することとしております。
- (5) コンプライアンス行動基準において反社会的勢力・団体との関係を遮断する基本方針を示し、外部専門家と連携しながら、不当要求に対して毅然とした姿勢で対応する体制を構築しております。
- (6) 本社部門に加え、主要なグループ子会社に法務部門・担当者を設置するとともに、取締役・使用人等へ法令教育活動を必要に応じておこなっております。

2. 取締役の職務執行に関する情報の保存・管理の体制

取締役の職務執行に係る情報は、文書等(電子データを含む)で保存し、情報管理委員会を設け、社内規程に従い適切に保存・管理する体制をとっております。また、監査役・内部監査部が文書等の閲覧・複写を求めたときは、いつでもその求めに応じております。

3. リスク管理体制

- (1) 代表取締役社長を長とするリスク管理委員会を設置し、ブラザーグループの総合的なリスク管理体制の整備等を行っております。また、その実施状況については定期的に取締役会に報告をおこなう体制をとっております。
- (2) 事業リスクについては、各部門並びにグループ子会社のリスク責任者を中心に評価・対応等を行う体制を構築し、また、グループ全般にかかわる重要なリスクについてはリスク管理委員会において評価・対応状況等の管理をおこなっております。
- (3) リスク管理委員会の下部組織として、コンプライアンス・製品安全・輸出管理・情報管理・環境・安全衛生・防災といった別リスクについては委員会を設置し、代表取締役社長(または指名する執行役員)が対応責任者として、リスクの把握と通減、並びにリスク顕在化時の対応をおこなっていくリスク管理体制をとっております。特に、製品安全については、より安全な製品をお客様に提供するため、「製品安全に関する基本方針」及び「製品安全自主行動計画」を定めております。
- (4) 経営に重大な影響を与える不測の事態が発生した場合は、リスク管理委員長のもと機動的な対応をおこなう危機管理体制を構築することとしております。
- (5) 内部監査部は、代表取締役社長の指示により、当社の各部門・グループ子会社のリスク対応状況を検証し、代表取締役社長・監査役に報告しております。

4. 取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 執行役員制度を設け、業務執行と監督を分離しガバナンス強化を図るとともに、事業部制を採用し、迅速な意思決定と業務執行を行える体制をとっております。
- (2) 取締役会は、毎月の定例取締役会のほか、必要に応じ開催される臨時取締役会において、経営上の重要事項の決定と業務執行の監督をおこなっております。また、役付執行役員を中心に構成される戦略会議を原則月2回(必要があれば随時)開催し、ブラザーグループの経営戦略や予算の立案及び重要な業務執行の審議等を行ってまいります。
- (3) 取締役会規則・社内規程等を設け、権限委譲・担当業務の範囲の明確化により、取締役の職務の執行が効率的に行われる体制をとっております。
- (4) 社内規程・グループ規程を制定し、グループ子会社に対して当社に事前承認すべき事項及び報告事項等を定めることにより、グループ子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保する体制をとっております。

5. グループガバナンス体制

- (1) 統一的なグループガバナンス体制構築のため、企業行動憲章・グループ規程・社内規程等を定めるとともに、当社における管理部門がグループ子会社各社の重要な業務執行状況を把握する統一的なグループガバナンス体制を構築しております。
- (2) 連結財務諸表等の財務報告については、信頼性を確保するための体制整備と運用をグループ全体にわたって推進しております。また、毎年、維持・改善をしております。
- (3) 主要なグループ子会社には当社役員・執行役員・使用人を当該会社の役員として派遣することで、グループ子会社の管理・監督を行っております。
- (4) 監査役・内部監査部によるグループ子会社への定期的な監査実施の体制を構築しております。
- (5) グループ子会社自身のガバナンス体制構築のため、組織の構築、社内規程の制定を求めています。

6. 監査役会の職務を補助すべき使用人に関する事項

監査役会の要請に応じ、その職務を補助するため、監査役室を設置し、監査役直属の使用人を数名置いております。

7. 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項及び前号の使用人に対する指示の実効性に関する事項

監査役室の人事異動についてはあらかじめ監査役の同意を得て行い、また、その人事評価は監査役が行います。

8. 監査役への報告に関する体制及び報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

ブラザーグループの取締役及び使用人等が不正の行為、法令・定款に違反する行為及びそのおそれのある事実その他監査役会がその職務遂行上報告を受ける必要があると判断した事項について、適時に監査役に報告することとしております。また監査役に報告した者が、報告したことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保しております。

9. 監査役会の職務の執行について生ずる費用に関する事項

監査役会の立案する監査活動等に必要となる費用の計画に基づき、その費用を適時前払又は償還しております。また立案された計画以上の費用が必要な場合は、監査役から代表取締役又は取締役会への要請に応じて追加します。

10. その他監査役会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 常勤監査役は、戦略会議その他重要な会議・委員会に出席しております。
- (2) 監査役は、定期的に、代表取締役社長、内部監査部並びに会計監査人と意見交換を行い、また、グループ子会社監査役と定期的な連絡会を開催するとともに、随時情報交換しております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

< 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方 >

当社では、「コンプライアンス行動基準」の中で「反社会的行為への関与の禁止」についての項目を設け、「私たちは、市民社会への秩序や安全を脅かす反社会的勢力・団体に対して断固たる態度で臨み、一切の関係をもたないよう行動します。」との基本方針を示しております。

< 反社会的勢力排除に向けた整備状況 >

当社は、対応統括部署である法務・環境・総務部を中心として対処できる体制を構築しております。平素より関係行政機関などからの情報収集に努めるとともに、対応マニュアルを作成し、関係者間で共有しています。また、社内関係者への周知や役員・従業員への啓蒙活動などを適宜行っております。なお、事案発生時には、関係行政機関や法律の専門家と緊密に連絡を取り、速やかに対処できる体制を構築しております。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

あり

該当項目に関する補足説明

当社取締役会は、当社の株式の大規模な買付行為（以下「大規模買付行為」といいます。）が行われる際に、それを受け入れるかどうかは、最終的には、当社株主の皆様のご判断に委ねられるべきであるものと考えておりますが、当社株主の皆様が、大規模買付行為の当否について適切な判断を行うためには、当社取締役会を通じ、当該大規模買付行為の内容、当該大規模買付行為が当社企業価値に与える影響、当該大規模買付行為に代わる提案の有無等について、当社株主の皆様に必要な十分な情報が提供される必要があると考えております。

当社取締役会は、このような基本的な考え方に立ち、第117回定時株主総会にて株主の皆様のご承認をいただいたうえで、当社株式の大規模買付行為への対応方針を導入し、第120回定時株主総会にて株主の皆様のご承認をいただいたうえで、所要の修正を行い更新し、2015年6月23日開催の第123回定時株主総会にて株主の皆様のご承認をいただき、所要の変更を行ったうえで、継続いたしました（以下、変更後の当社株式の大規模買付行為への対応方針を「本対応方針」といいます。）。

なお、本対応方針の有効期限は、2018年に開催される当社定時株主総会后に最初に開催される取締役会の終了時点までとします。

本対応方針の詳細については、下記URLを確認ください。
<http://www.brother.co.jp/investor/policy/index.htm>

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項 更新

当社は、問題の予防や解決のため国内外の弁護士から必要に応じてアドバイスを受けております。

そして、当社は、グループのリスク管理体制の整備を行うため、代表取締役社長を委員長としてブラザーグループ全体の重要なリスクを識別、評価し、適切な対応指示を行う独立した経営管理組織としてリスク管理委員会を設け、内部統制と危機管理体制の充実を図っています。

また、リスク管理委員会を頂点としてコンプライアンス委員会、安全保障貿易委員会、PL委員会、情報管理委員会、安全衛生防災委員会、環境委員会の6つの委員会をリスク管理委員会の下部組織として設置し、以下の通りそれぞれの個別リスクに対応し、グループの重要なリスクを総合的にマネジメントしていく体制としています。

・コンプライアンス委員会

コンプライアンス教育の実施により法令や企業倫理順守の啓発を図るとともに、コンプライアンス相談通報窓口の設置運営を通じて違反行為の未然防止に取り組んでおります。

・安全保障貿易委員会

輸出貿易管理に関する法規制に基づいて、適切な輸出取引や技術提供の管理にあたっています。また、法改正時等の重要な案件審議の為に委員会開催や半期ごとの社内監査、グループ会社への指導・教育によってブラザーグループ全体の管理水準の維持・向上に努めています。

・PL委員会

安全な商品作りと迅速かつ適切な製品事故対応に努めております。また、必要に応じ委員会を開催し、製品安全対応の周知徹底を図っております。

・情報管理委員会

情報漏えいリスク対応などのため、会社に存在する情報及び顧客情報の適切な管理方針を定め、展開しています。

・安全衛生防災委員会

従業員の安全や健康の確保、災害の予防及び災害時の被害の最小化を目的として、これらに関する年間計画の審議、各施策の策定・実施、啓発などの活動を行っております。

・環境委員会

ブラザーグループ全体で取り組まなければならない環境課題に対する施策を審議・決定しています。

< 適時開示体制の概要 >

1. 当社の情報開示体制

当社及び当社子会社の開示情報（インサイダー情報、適時開示情報）については、社内規程に基づき、意思決定機関又は意思決定者による重要事項の決定等を行った後、情報取扱責任者の指示により、直ちに情報開示担当部門を通じて情報開示を行っております。

2. 情報開示体制の適正性の確保

開示情報は、社内規程に基づき、意思決定機関 / 意思決定者に伝達される体制となっており、開示情報に該当するか否かの判定に際して疑義が生じた場合には、判定担当部門が適宜関係部門と協議し、該否判定を行っております。

3. 情報開示体制の充実

その他、開示情報に係る関連法令もしくは諸規則の改訂があった場合には、その都度、社内規程の改訂、社内体制の見直しを行い、関係者及び関係部門への周知徹底を図っています。

